

## 横浜市狭あい道路拡幅整備事業 補助金交付のための必要書類チェックリスト

補助金の交付を希望される方は、整備促進補助金交付決定後に以下の書類を提出してください(本チェックリストについてはチェック欄に✓をつけて、必要書類とともに提出してください)。なお、提出書類に不足や不備がある場合、補助金の交付はできません。

チェック欄	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	①整備行為費用等申告書	横浜市ホームページからダウンロードできます。
<input type="checkbox"/>	②契約書の写し	補助対象部分のみの契約書が無い場合、対象工事を含む全体の契約書を提出してください。 また、当初契約時から見積り(内訳)の変更があった場合は、変更契約書も提出してください。
<input type="checkbox"/>	③見積り(内訳書)の写し	補助対象部分のみの内訳書が無い場合、対象工事を含む全体の内訳書(どの項目が対象部分なのか蛍光ペン等で明確にすること)を提出してください。
<input type="checkbox"/>	④領収書の写し	原則、領収書の提出が必要です。領収書がない場合は助成金をお支払いできない可能性があります。 やむを得ず領収書がない場合は、下記書類を提出してください。 ※社内の支払処理用に作成された帳票・伝票等の書類は無効です。  ①銀行窓口、ATMでお振り込みの場合 ・請求書(振込先が明記されているもの) ・通帳の写し (名義人・口座番号等が記載されている見開きと、振込額・振込先の両方が記載されているページ) ※通帳に振込先の記載がない場合は、振込先が明記された 預金払戻請求書／預金口座振替依頼書／ATMご利用明細を添えてご提出ください。  ②インターネットバンキングやでんさいネットでお振り込みの場合 ・請求書(振込先が明記されているもの) ・振込完了画面 または、振込予約画面と口座入出金記録(振込予約画面のみでは無効です) ※振込予約や振込依頼ではなく、振込完了が確認できる書類が必要です
<input type="checkbox"/>	⑤外構図面	移設した塀や築造した擁壁がある場合は、位置や寸法(長さ・高さ等)がわかるもの、移設した給排水等の設備がある場合は移設前・移設後の位置がわかるものを提出してください。
<input type="checkbox"/>	⑥築造した擁壁の施工写真又は宅造許可・工作物確認の検査済証の写し等	・築造した擁壁がある場合は、①底盤、配筋の状況が確認できる写真又は、②宅造許可・工作物確認の検査済証の写しを提出してください。 ・上記①で国土交通大臣認定擁壁の場合は、認定品で築造したことが確認できる内訳書、製品カタログ等を併せて提出してください。
<input type="checkbox"/>	⑦道路工事等完成検査合格通知書の写し	自己による舗装(市による管理)を行った場合に提出してください。

これらの書類の提出により補助金額の決定がされた後、整備促進補助金請求書を提出してください。

後退用地等を公共用道路として固定資産税等を非課税扱いとする申請ができる場合がありますので、詳しくは各区役所の税務課にお問い合わせください。